

令和7年4月1日より、確認済証等の 建築確認手続き時の発行書類を変更します。

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第111号）の施行に伴い、確認済証をはじめとする、建築確認手続き時の発行書類の形式を下記のとおり変更します。

（例）確認済証、中間検査合格証、検査済証 等

【～令和7年3月31日確認分】

建築主事名記載および建築主事印を押捺した確認済証等



【令和7年4月1日確認分～】

建築主事名記載のみ（**建築主事印無し**）の確認済証等

【お問い合わせ先】
福岡市 建築審査課
電話：092-711-4577